吸収分割に関する事後開示書類

2024年11月1日

株式会社アスコット

アスコット・インベストメント・マネジメント株式会社

2024 年 11 月 1 日

東京都渋谷区神宮前三丁目 1 番 30 号
株式会社アスコット
代表取締役 中林 毅

東京都渋谷区神宮前三丁目 1 番 30 号
アスコット・インベストメント・マネジメント株式会社
代表取締役 大石 章

吸収分割に係る事後開示書類

（吸収分割会社/会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項）
（吸収分割承継会社/会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項）

株式会社アスコット（以下「アスコット」という。）及びアスコット・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「ＡＩＭ」という。）は、2024 年 7 月 24 日付で締結した吸収分割契約書に基づき、アスコットを分割会社、ＡＩＭを承継会社とする吸収分割契約書を締結し、効力発生日を 2024 年 11 月 1 日として、アスコットが不動産ファンド事業に関する権利義務をＡＩＭに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割について会社法の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

１．吸収分割が効力を生じた日

2024 年 11 月 1 日

２．分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

（1）会社法第 784 条の 2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による手続の経過について

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易分割であるため、該当事項はありません。

（2）会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求手続）の規定による手続の経過について

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易分割であるため、該当事項はありません。

（3）会社法第 787 条（新株予約権買取請求手続）の規定による手続の経過について

分割会社において、新株予約権買取請求の対象となる新株予約権は存しないため、会社法第 787 条の規定による手続は実施しておりません。

（4）会社法第 789 条（債権者の異議手続）の規定による手続の経過について

本吸収分割における債務の承継は、本吸収分割契約の定めにより重畳的債務引受けの方法により行われたため、会社法第 789 条の規定による手続は実施しておりません。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続の経過

（1）会社法第 796 条の 2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による手続の経過について

会社法第 796 条の 2 の規定に基づき差止請求をした株主はいませんでした。

（2）会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について

承継会社は、分割会社の完全子会社であり、会社法第 796 条第 1 項本文に規定する特別支配会社に該当するため、該当事項はありません。

（3）会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 8 月 15 日付で官報に公告し、かつ、同日付で知れている債権者に対し、各別の催告を行いましたが、所定の期間内に異議申述を行った債権者はおりませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、効力発生日である 2024 年 11 月 1 日をもって、吸収分割契約の定めに従い、分割会社が不動産ファンド事業に関して有する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2024 年 11 月 7 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上